

雇用の維持・安定への取組み(参考資料 1)

2009 年 2 月 9 日
(社)日本経済団体連合会

1. 企業の雇用安定の取り組み事例

(1) 生産調整

- ・ 年末年始の休業期間を例年の2倍～3倍に延長
- ・ 月に数日の稼働停止日を設定（賃金減額は実施せず）

(2) 配置転換等

- ・ 一部工場を閉鎖し、他の工場や部門へ配置転換
- ・ 間接部門の従業員を販売部門へ配置転換
- ・ 工場勤務者に対し、他業種のグループ企業へ応援出向を実施
- ・ 他のグループ企業への転籍募集を実施
- ・ 人員削減に際し、再就職支援室を設置
- ・ 一時的な希望休職を募集

(3) 教育訓練

- ・ 稼働率が低下した工場の余剰時間を活用し、教育訓練を実施
- ・ 稼働率が低下した地元企業の労働者に対する教育訓練機関の開放
- ・ ジョブカード制度の活用

(4) 副業の容認

- ・ 生産調整に伴い一時帰休を実施する期間中、アルバイトなどの副業を容認

(5) 役員報酬・管理職賃金の削減など

- ・ 役員報酬、役員賞与、監査役報酬を減額、返上
- ・ 管理職報酬の減額、基本給の削減

(6) 休業、賃金減額など

- ・ 時間外労働の削減、交代制勤務シフトの変更に伴う各種手当を削減
- ・ 工場勤務者の一時帰休、休業日の設定により、基本給を一部削減
- ・ 工場の労働時間を減らし、賃金を同等程度、あるいは一部を減額
- ・ 休業に伴う雇用調整助成金の活用
- ・ 全従業員の賞与の減額、基本給の削減

(7) 住居の提供

- ・ 契約が終了する期間従業員や、派遣社員を対象に、退寮時期を一定期間延長
- ・ 請負契約終了に伴い、退職者の住居確保等を目的として請負会社へ資金を支給

(8) 積極採用

- ・ 雇用調整による失業者、内定を取り消された学生を正社員、臨時雇として採用
- ・ 派遣社員、契約社員を正社員として採用
- ・ 新卒採用者数の追加

2. ふるさと雇用再生特別交付金等への拠出・協力

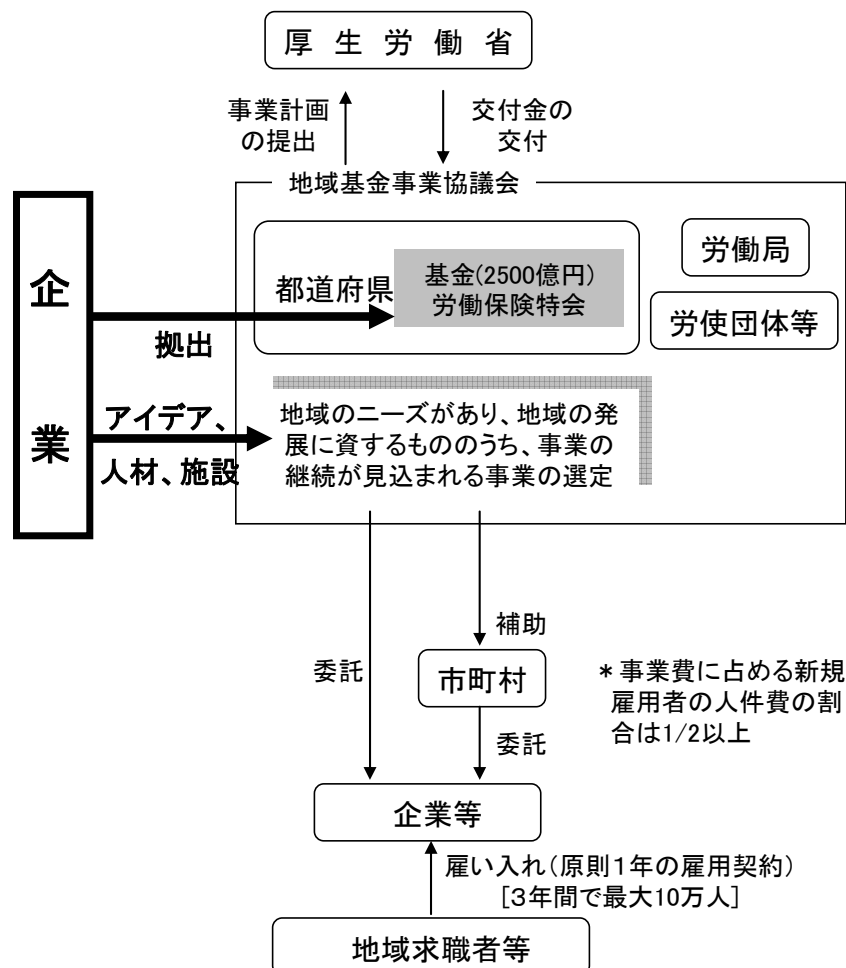
(1) 現状

「ふるさと雇用再生特別交付金(2500億円)」により各都道府県に基金が創設され、地域ブランド商品開発等地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者などを雇い入れる事業を支援する施策が展開される予定である。

また、雇用調整の進行が懸念されることから、国からの交付金(1500億円)により各都道府県に基金が創設され、地方公共団体が民間企業等に緊急雇用創出事業を委託し、つなぎの雇用就業機会の創出を行う予定である。

(2) 提案

各都道府県に創設される上記の基金に企業が拠出を行う仕組みを設けるとともに、個々の事業支援に向けて、企業のアイデアや人材、施設等を提供していく方策などについても検討する。



3. 雇用調整助成金制度のさらなる拡充

(1) 現状

政府は企業の雇用維持努力を補完するべく、雇用調整助成金（雇用保険二事業）について、すでに助成率の拡大、雇用量要件の撤廃や生産量要件の見直しなど支給要件の緩和、対象労働者の拡大、支給対象となる休業の拡大など様々な要件緩和を実施している。

(2) 提案

今後の経営環境のさらなる悪化に備え、企業が引き続き積極的に雇用維持策に取り組めるよう、制度の追加的拡充を行う。具体的には、①大企業向けの教育訓練費（現行1,200円）の増額、②1年間の支給限度日数（現行100日）の撤廃または引上げ、③対象労働者の拡大（被保険者以外の雇用期間の短縮など）が考えられる。

		従来の要件等	2008年12月以降の要件緩和
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が前年同期比10%以上減	最近3か月の生産量が直前3か月又は前年同期比5%以上減
	中小企業		<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が直前3か月又は前年同期比減 前期決算等が赤字（生産量が5%以上減の場合は不要）
雇用量要件		最近6か月の雇用量が前年同期比不増	撤廃
助成率	大企業	1/2	2/3
	中小企業	2/3	4/5
教育訓練費	大企業	1人1日	従来どおり ①額の引上
	中小企業	1,200円	6,000円
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 200日 ②限度引上 3年間 300日
クーリング期間		制度利用後1年間	撤廃
休業規模(※)	大企業	1/15以上	撤廃
	中小企業	1/20以上	
対象労働者		被保険者期間 6か月以上	被保険者： 期間を問わず全員 被保険者以外： ③対象拡大 雇用期間6か月以上
短時間休業		対象は以下の通り ・事業所単位で1時間毎 ・労働者単位で1日毎	以下の休業を追加 ・労働者単位で1時間毎

※休業規模＝休業延べ日数／所定労働延日数

なお、中小企業については2008年12月1日より「中小企業緊急雇用安定助成金」

4. ワンストップで職業紹介までを行える拠点の整備等

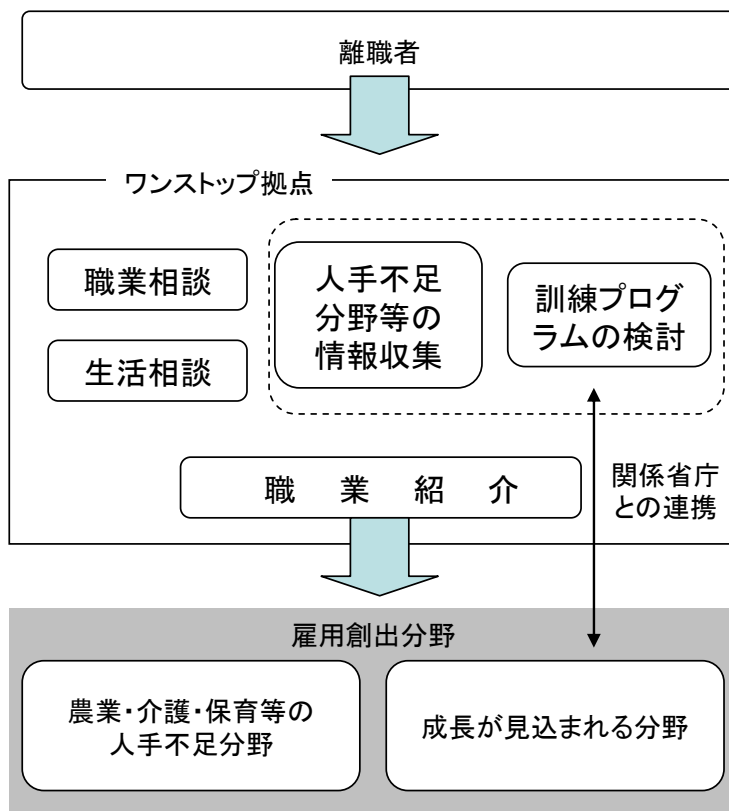
(1) 現状

雇用の最低限のセーフティネットとして、全国ネットワークのハローワークを設置し、都道府県域を越えた職業紹介に対応しているほか、マザーズハローワークの設置などにより、重点的な支援が必要な層に対しては、拠点を設け、支援を行っている。

(2) 提案

人手不足分野への人材移動については、カウンセリングから職業紹介までをワンストップで行うことのできる拠点を早急に構築し、重点的に職業紹介を行う。また、今後、成長が予想され、雇用創出が期待できる分野への労働移動促進に備え、訓練プログラムのさらなる充実に向けた検討を、当該分野に関係する省庁を含め政府横断的に検討する。

さらに、セーフティネットからもれる離職者を対象に、職業訓練の受講を条件に、一般財源を活用して生活保障のために暫定的に給付を行う仕組みを速やかに検討する。



以上